

平成27年労第208号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市に本社のあるC会社に採用され、D県E市所在の同社F（以下「事業場」という。）においてガソリンスタンド店員として就労していた。

請求人によれば、平成○年○月○日、請求人が給油に来た男性客にチラシを渡そうとしたところ、その男性客から左腕を殴られた（以下「本件暴力行為」という。）という。

請求人は同日、Gクリニックに受診し、「左肩・左上腕挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 当審査会において、改めて本件における一件記録を精査したところ、次のとおりである。
- (2) 請求代理人は、第二当事者は請求人の体に手を触れた覚えがない旨言っているのであって、暴力行為を完全に否定したものではない旨主張しているが、第二当事者は、審査官の確認書において、要旨、「請求人がキャンペーンのチラシを持って近づいてきたことは覚えているが、Hに全部やってもらうからいいと言った。その際請求人とはトラブルはなかった、請求人の左腕を叩いた記憶はありません。隣に車が来たのでそちらへ持っていったらどうだと勧めた。請求人の身体に手が触れたことも覚えがない。」と述べている。第二当事者の申述は請求人の体に手を触れたことも暴力行為をしたこともないと述べたものと解するのが相当であり、同主張を採用することはできない。
- (3) 第二当事者は、事業場を度々利用している客であり、当日以後も給油に来ていることが認められるところ、E市には事業場以外にも多数のガソリンスタンドがあることから、請求人に特段の理由も無く重傷を負わせるほどの暴行を働いたのに、その後も請求人が勤務する事業場に給油に訪れるとは考え難い。
- (4) 本件傷病について、平成〇年〇月〇日付けI医師の意見書によれば、自覚症状は「左肩、左上腕部痛み」とされており、上腕に対する一撃であったとすれば受傷の部位が一致しない。
- (5) 本件におけるビデオからは、請求人が、よろけたとか助けを求めるとか、第二当事者から逃げる等の姿が確認できず、現場に6秒間立っている姿が映っているのみである。

(6) 請求人の J への報告が本件暴力行為があったとする時刻から 1 時間以上経過した業務終了の午後 6 時直前であったこと、請求人はすぐに H に第二当事者の氏名等を確認しなかったことなどからみても、請求人の当日の対応は理解し難いものである。

(7) したがって、当審査会としても、決定書理由第 2 の 2 (2) に説示するとおり、本件暴力行為があったものと認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。